

次期中期目標期間開始前後の業務について

1 中期目標の期間の終了時の検討（平成 25 年度～ 26 年度）

・知事は、法人の中期目標期間の終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じなければならない、その際に、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 次期中期目標、中期計画の策定（平成 25 年度～ 26 年度）

・知事は、現中期目標の期間が終了するまでに、次期中期目標を定め、法人に指示しなければならない、その際に、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

・法人は中期目標を達成するための計画を作成し、知事の認可を受けなければならない、その際に、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 中期目標期間の評価（平成27年度）

- ・法人は中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないこととされている。

地方独立行政法人法（抜粋）

(中期目標に係る事業報告書)

第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。